

## 噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（第3回）

### 1. 委員会の概要

日時：平成28年3月8日（火）13：00～15：00

場所：中央合同庁舎第8号館3階災害対策本部会議室

出席者：池谷座長、石原、尾形、河野、関谷、小林（神奈川県箱根町町長代理）、吉本各委員、他

### 2. 議事概要

内閣府から避難確保計画作成の手引き素案、登山者向けリーフレットについて説明を行い、ご議論をいただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

#### （主な意見）

＜避難確保計画作成の手引き素案について＞

- 施設の外からの緊急避難者について、自己責任であるが、安全を確保することは重要であり、施設側の立場に立って書くべきである。
- 噴火警戒レベルについて書いてあるが、噴火警戒レベルが上がらない場合の対応についても記載すべきである。また、噴火警報が出ない場合があることも記載した方が良い。
- 火山情報の共有について、気象庁の火山情報の提供に関する検討会では、各機関が情報を共有するとなっており、同じ表現とする必要がある。
- 火山学会では、噴石という定義はなく、気象庁は50センチ以上を大きな噴石としているなど、定義が異なることから、大きな噴石の定義については議論が必要である。
- どの集客施設が避難確保計画を作る必要があるのか、施設管理者が気にしているため、基準等を早めに示す必要がある。
- 用語集については、要配慮者に外国人を含む記載としているなど、この手引きでどう扱っているのか、一般的な注意点も各必要がある。
- 施設周辺の滞留者への呼びかけやその後の対応などについて、すべて施設側の責任と書くことはできない。市町村の支援も含め、4月以降、議論を行う必要がある。

以上